

国 際 馬 術 連 盟

エンデュランス競技会規程

第7版

(2009年1月1日FEI施行)



社団法人 日本馬術連盟

目次

序 文	3
FEI馬スポーツ憲章	3
第1章 競 技	4
第800条 通 則	4
第801条 コース	5
第802条 コースの標識	5
第804条 コースの修正と競技会の予定変更／遅延あるいは中止	6
第805条 スタート方法	7
第806条 走行時間とその計測	7
第807条 競技とフェアプレイ	8
第808条 競技実施要項	9
第809条 服装規定	9
第810条 馬装と用具	10
第811条 残虐行為	10
第812条 負担重量	10
第813条 順位決定	11
第2章 エンデュランス競技会の定義	11
第814条 エンデュランス競技会のカテゴリー	11
第815条 出場資格	13
第816条 出場資格認定手順と成績証明（COC）	13
第817条 招待状	15
第818条 参加申込	15
第819条 出場選手の申告	17
第3章 ホースインスペクション、獣医検査（エグザミネーション）、薬物規制	
第820条 獣医規制	18
第821条 インスペクションと獣医検査（エグザミネーション）	19
第822条 ベストコンディション賞	22
第823条 獣医師による競技中の治療処置	22
第4章 エンデュランス競技会役員	22
第824条 役員 の 責 務	22
第825条 国際エンデュランス競技会に必要な役員	
第5章 褒章と表彰式	25
第826条 褒章	25
第827条 表彰式	25
付則1：FEI国際資格への昇格	26
付則2：スター（*）ランク資格条件－審判員	27
付則3：スター（*）ランク資格条件－技術代表	28
付則4：スター（*）ランク資格条件－獣医師	29
付則5：各競技会のカテゴリーで必要となるスター（*）ランク役員	30

序 文

現行のエンデュランス競技会規程は第7版であり、2009年1月1日付けで施行。この日付以降は、エンデュランス競技会を網羅するそれ以前に発行された他の一切の文書（エンデュランス競技会規程旧版とその他すべての公式文書）がこれにとって代わる。

本書はFEI（国際馬術連盟）が統括する国際エンデュランス競技会の規則を詳細に定めるものであるが、規約や一般規程、獣医規程の併読が必要である。

この規程にあらゆる事態を想定して記載することは不可能である。そのため時宜に応じて付則やエンデュランス・ガイドランス・ノートを参照し、この競技種目と競技会を安全に運営するための提案や勧告を参考にしつつ、発展段階にあるエンデュランス競技に柔軟性をもって適応できるよう編纂されたのが本規程第7版である。また予測しがたい異例の事態が生じた時は、できる限り本規程とFEI一般規程の趣旨に沿い、スポーツマン精神に則って決定をくださるのが競技場審判団と獣医師らの責務である。

FEI馬スポーツ憲章

馬のウェルフェアのために

国際馬術連盟（FEI）は、国際的な馬スポーツに関わるすべての者がFEI馬スポーツ憲章を遵守し、如何なる場合にも馬のウェルフェアを最優先して、決して競技の勝敗または商業的な影響を受けてはならないことに同意し、これを受け入れることを求めるものである。

1. 競技出場への準備段階や競技馬の調教段階のいずれの時点においても、馬のウェルフェアが他のどのような要求よりも優先されなければならない。そこには、馬の飼養管理、トレーニング、装蹄、馬装具、輸送などの良質で適切な対応が求められる。
2. 競技馬と選手は、競技への適応性と能力を備え、良好な健康状態にあることで初めて競技への出場が認められる。たとえば、医薬品への依存、あるいは馬のウェルフェアや安全を脅かすような外科的処置を用いての競技適性の確保、または妊娠中の牝馬の使用や扶助の誤用は禁止されている。
3. 競技内容や競技環境が馬のウェルフェアを害するものであってはならない。そこで、競技場の環境、馬場の状態、天候、厩舎、競技場の安全性、競技会終了後に予定される馬輸送に向けた馬の健康状態などに十分な注意を払うことが必要である。
4. 競技終了後には馬の健康状態に十分留意し、また競技生活を引退する段階では人道的な扱いがとられるよう最善の努力を払わなければならない。すなわち、適正な獣医療の提供や、競技での負傷や事故への対応、安楽死対策、引退後の対策などが課題となる。
5. FEIは、馬スポーツに関わる者のすべてに対して、その専門的知識に関する最高レベルの教育を身に付けるよう強く要請する。

この馬スポーツ憲章の全文複写は国際馬術連盟（Avenue Mon-Repos 24, CH-1000, Lausanne 5, Switzerland；電話+41 21 310 47 47）で入手可能。英語版とフランス語版がある。

同憲章はFEIウェブサイトでも入手できる：www.fei.org

第1章 競 技

第800条 通 則

1. エンデュランス競技とは、コース、距離、天候、地形、時間といった要素が絡むエンデュランス・コースの走行において、馬のスタミナや競技への参加適正を安全に管理できる選手の能力を競う競技である。従って技術代表や競技場審判団、スチュワード、獣医師代表団、チーム監督、チーム獣医師、グルーム、そして究極的には選手が負うべき最も重要な責務とは、馬に対する選手のいたわりや思慮深い態度と共に、個々のスキルを生かして馬の健康とウェルフェアを確実に守ることにある。良い結果を出すには、選手は野外騎乗での馬のペース配分や、効率的で安全な騎乗方法を熟知していなければならない。エンデュランス競技会ではウマ科ウマ属のいかなる動物も「馬」とみなす。

2. 競技コースは数区間で構成される。

2. 1 どの区間も距離40kmを超えてはならず、また原則として20km以上であること。

2. 2 各区間の終点には強制休止を設け、獣医師によるインスペクションを行う。各区間の距離と獣医関門ごとの休止時間は、外国人獣医師代表（FVD）と獣医師代表団長（PVC）に相談して決めなければならない。

2. 3 160km 競技では最低5ヶ所の獣医関門と最終インスペクション地点を設けなければならない。（6区間）（技術代表の勧告によりこれを5区間に削減する可能性もある。）

2. 4 全区間の走行を2日以上にまたがるよう設定することもできる。

2. 5 エンデュランス競技の各区間は強制休止時間で区切らなければならない。

2. 6 エンデュランス競技では一日のライドを2区間以上に分け、その区切りには獣医師によるインスペクションと強制休止時間を設けなければならない。

2. 7 どのエンデュランス競技でも40分以上の強制休止時間を少なくとも1回は入れなければならない。

2. 8 3*以上の競技会では、競技会における休止時間合計が1分/1km以上の割合でなければならない。即ち、160kmの場合の休止時間合計は160分以上とする。

2. 9 ワンデイ競技会での1回の休止時間は60分を最長として予定を組み、3*あるいはそれ以上のレベルの競技会では、1回の強制休止時間を50分以上とする。

2. 10 また強制再インスペクションが必要な獣医関門での強制休止時間は40分以上とし、この強制再インスペクションは、出発前15分前以内に受ける必要がある。

3. スタートの順序や規則にかかわらず、各選手は単独で競技を行い、全コースをタイムレースとして走行する。

4. エンデュランス競技会はタイムレースである。本規程、FEI一般規程、あるいはFEI獣医規程に従い、馬と選手の安全を考慮して設けられた諸々の取り決め（プロトコール）とともに、獣医師による最終インスペクションや薬物規制をすべて問題なく終了した人馬の中で、最短時間で全コースを走破した人馬が第1位となる。競技は選手自身が自由にペースを考えて、タイムレースとして走行できるように設営されなければならない。但し以下の場合を除く：

4. 1 コースの状況や、その他コースを安全に完走する上で悪影響を及ぼすと考えられる理由により、組織委員会（OC）は技術代表（TD）と協議のうえ、コースの一部や競技区間に走行時間制限を設け、あるいは一ヶ所またはそれ以上の獣医関門で閉鎖時間を設定して、馬の安全確保のため選手の走行が著しく適正速度から外れることのないようにすることができる。

4. 2 またこれとは逆に、安全走行に関わる状況から判断して、組織委員会は技術代表と協議のうえ、馬の歩度制限と／あるいは最高速度の適用箇所をコースに設ける場合がある。しかしこれは特定のコース状況や一日のうちのどの時間帯であるかにも左右され、概ねこのような制限区域は各々5 km以内とするか、あるいはコースの5%を超えないこととする。概して速度制限とペース設定、あるいはそのどちらかを設けた区域はコース区間ごとに1ヶ所のみとし、最終区間では設定しない。

第801条 コース

1. 技術代表(TD)は組織委員会(OC)と協議を行い、地形が許す範囲で難易度の高いコースを野外に作るようこれを支援する。コースの難易度を高める要素として下記のものが含まれるべきであるが、これに限定するものではない：足場の変化、地形の変化、標高の変化、進路方向の変化。

2. 地形の概要や標高差などは競技会実施要項に明記しなければならない。

3. 原則として、コースの10%を超えて車両用の舗装道路を含めるべきではない。

4. 概してコースの中でも一段と難易度の高い部分は、競技の前半にもってくるべきである。

5. 区間距離は組織委員会が決定し、実施要項に記載するべきである。

6. コースに設定できる技術的に難易度の高いものとしては溝、急な上り坂や下り坂、渡河などの自然な障害物があるが、コースの技術的難易度を一段と高める目的で特別に設営されたものであってはならない。

7. できる限り、このような技術的に難易度のある障害物は自然な状態のまま残さなければならない。必要であれば、補強を施して競技中は状態を一定に保つようにするべきである。

8. フィニッシュは複数の馬がスピードを出してゴールを切っても互いに邪魔することのないよう、十分な長さや幅がなくてはならず、ギャロップや全速力でフィニッシュラインを通過してから安全に停止することができるよう、十分なペースを設ける。できるだけ獣医関門近くに設置する必要がある。

第802条 コースの標識

1. 一般要件：コース上の標識は、選手がコースの道順を迷わず走行できるよう明確に示さなければならない。標識としては旗やリボン、方向指示版、石灰、ペンキなどが使用できる。

2. コース順序：選手は第802条6に説明する地図に印された方向へ全コースを走行しなければならない。

3. 経路違反：コースから逸脱した場合は、その逸脱地点から走行を再開しなければならないが、これを怠った場合は失格となる。しかしコース逸脱地点からの再開が不可能な場合、もしくは馬のウエルフェアを考慮しなければならない場合は、競技場審判団が代替ルートを設定することができる。この代替ルートは正規のコースと同じタイプの地形で同じ距離を走るものであり、単一の区間に収まり、その選手が各獣医関門を正しい順番で制限時間以内に通過できるものでなければならない。

い。この場合は完走順位のみがその選手に与えられる。この選手は成績証明（COC）を得たり、他の資格認定基準を満たすことはできるが、ベストコンディション賞の対象にはならず、団体成績への算入や個人成績の着順としては認められない。

4. 境界標旗：境界標旗、あるいは他の何らかの方向指示板を用いてコースの指定セクションやスタートライン、フィニッシュラインを示さなければならない。このような境界標旗、あるいは指示板などがコース中のいかなる地点に配置されていても、選手はこれを通すしなければならず、通過し損ねた場合は失格となる。コース途中で近道がある場合、組織委員会はスチュワード1名をその地点に配置して、通過すべき本来のルートが遵守されるよう監視させなければならない。

5. 標識：方向を示す旗や標識は走行すべき方向と道を示し、選手が進路を探しやすいよう設置するものである。これらの標識はタイムロスしないよう、選手が認識しやすく設置しなければならない。距離の表示は10kmごとに設けなければならない。

6. コースの見取り図：コースの道順や強制休止地点、通過が義務づけられる障害物の位置を示した地図あるいはコース図を各選手が事前に入手できるようにする。選手権大会や4*競技会では、このような地図かコースの見取り図のコピーを組織委員会が各選手に配布しなければならない。

7. スタート地点とフィニッシュ地点：各区間のスタート地点とフィニッシュ地点は、適切な標識を用いて明確かつ識別しやすく表示しなければならない。

第803条 コースの地図

1. 地図：コースが完成したならば、可能であれば打ち合わせ会の時点で、遅くとも競技開始前までには、縮尺1/5万以上の地図を選手に提供できるよう準備しなければならない。

2. コースデザインの完成：エンデュランス競技のコースは競技開始の遅くとも7日前までに正式に決定し、技術代表の承認を受けてから競技場審判団へ渡すものとする。

第804条 コースの修正と競技会の予定変更／遅延あるいは中止

1. コースの修正：コースが正式に設定された後の変更は、技術代表（TD）と競技場審判団（GJ）の承認なくしては行うことができない。

2. 競技会の予定変更／遅延：第804条2.4に概要が説明されているが、このような例外的状況下では、以下の通りに競技会の予定を変更するか、あるいは競技開始を遅らせることがある：

2.1 競技会前（第1回インスペクションの1時間前まで）：組織委員会代表、外国人獣医師代表、獣医師団長、競技場審判団長と協議の上、技術代表が判断。

2.2 競技会開始時点：競技場審判団、組織委員会代表、外国人獣医師代表、獣医師団長、技術代表と協議の上、競技場審判団長が判断。

2.3 組織委員会の責務：いかなる競技会でもその計画段階で、組織委員会は競技会開始を30時間まで遅らせ／あるいは完全に予定変更しなければならない必要が生じる可能性を予期することが望まれる。CEIO、4*競技会、選手権大会では、組織委員会は実施要項にそのような場合の対応を盛り込むべきである。

2.4 例外的な状況：例外的状況とは間際になって発生し、競技会実施中に選手と／あるいは馬に不条理で不公平なリスクを生じる可能性が見込まれるものである。このような場合の判断に資するよう、実例とアドバイスがエンデュランス・ガイドランス・

ノートに記載されている。

3. 競技会の中止：第804条3. 4に概要が説明されているが、このような壊滅的な事象あるいは状況が競技会開始時点もしくは開催中に発生した場合は、競技会を中止することがある：

3. 1 競技会前（第1回インスペクションの1時間前まで）：組織委員会代表、外国人獣医師代表、獣医師団長、競技場審判団長と協議の上、技術代表が判断。

3. 2 競技会開始時点：競技場審判団、組織委員会代表、外国人獣医師代表、獣医師団長、技術代表と協議のうえ競技場審判団長が判断する。

3. 3 組織委員会の責務：いかなる競技会でもその計画段階で、組織委員会は競技会を中止し、会場から避難しなければならない必要が生じる可能性を予期することが望まれる。

3. 4 壊滅的な事象あるいは状況：このような状況は間際になって発生し、選手と馬の安全を著しく脅かすと判断されるものであり、コースの修正や競技会の予定変更、遅延では避けることのできない状況である。このような場合の判断に資するよう、実例とアドバイスがエンデュランス・ガイドランス・ノートに記載されている。

4. エンデュランス競技の特性：どのような場合でも忘れてならないことは、この競技種目は耐久性を試す競技として、難度はあるが挑戦したくなるような地形や天候、諸々の条件で行われるものであり、従って遅延や予定変更、中止は特別な場合の解決策としてのみ採用されるべきである。

5. 通告：上述したような事例が生じた場合は可及的速やかに、遅くとも競技会開始前あるいは該当する区間の開始前には選手と／あるいはチーム監督へ決定を公式かつ個別に通達するべきである。

第805条 スタート方法

1. 合図があるまでスタートラインを通過してはならない。

2. 選手のスタートに何らかの誤りがある場合、この選手は戻ってスタートラインを再度通過しなければならない、これを怠った場合は失格となる。しかしこの場合でも、スタート時刻については最初の合図によるスタート時刻が記録される。

3. 選手がスタート時刻にスタート地点に現れない場合も、この選手は予定時刻にスタートしたのものとしてそのスタート時刻が記録される。スタート時刻を15分過ぎてもスタートしない場合、その選手は失格となる。

4. 複数日にわたって開催される競技会では、初日以外に一斉スタート方式を採用してはならない。人馬は前日の走行終了時に記録された時間差をおいて翌日もスタートするものとする。この方法を採用する時間は組織委員会と協議のうえ、競技場審判団長と技術代表が判断する。その時間以降は競技に残っている選手の一斉スタートとなる。

第806条 走行時間とその計測

1. この競技では走行時間の計測が重要な要素となるため、主催者は時間計測を行う区間ごとに、時刻合せをした計時システムを採用して公認資格を有する者が各選手のスタート時刻とフィニッシュ時刻を正確に計測し、かつ記録するように手配しなければならない。（エンデュランス・ガイドランス・ノートを参照）

2. 各競技会では、どの選手もタイムカードあるいは規格を満たした信頼できる代替品を渡される。(エンデュランス・ガイドランス・ノートを参照)

3. 時間計測と記録情報すべての保存を電子機器システムに依存している場合、組織委員会は代替電源と記録保存のバックアップを準備しなければならない。時間計測を行う各区間のスタート地点とフィニッシュ地点では、スチュワードと／あるいはタイムキーパーによる時間計測システムを設けて、各選手の時間を記録しなければならない。

4. 走行時間はスタート合図の瞬間から選手がフィニッシュラインを通過する瞬間までを計測する。

5. 強制休止地点では獣医関門を設けなければならない。(エンデュランス・ガイドランス・ノートを参照)

6. 獣医関門では複数の競技馬が同時に到着してインスペクションを受けるような状況でも、遅れることなく選手の走行時間計測を行わなければならない。

第807条 競技とフェアプレイ

1. 選手はコース内で自分の馬を引き馬するか、馬の後を追って進むことはできるが、毎日のスタートラインとその日の最終区間のフィニッシュラインは騎乗して通過しなければならない。これに違反した場合は失格となる。

2. 所定の時間制限を守らない選手は失格となる。

3. 一旦選手がスタートを切った後は、コース内で選手以外の者が引き馬したりその馬に騎乗することはできない。これに違反した場合は失格となる。

4. 速度の遅い選手がこれを追い越そうとする選手を意図的に妨害した場合は失格となる。これはコース内での順位争いによる競りあいを妨げるものではなく、その意図するところは、走行速度が非常に遅かったり、あるいは拒止や装具トラブルなどにより遅れている選手が他の選手とコース上内でかち合ったり、追い越されるような状況に適用するものである。

5. 次の区間への出場資格を得られなかった選手、あるいは何らかの理由により失格となった選手は直ちにコースから出なければならず、コースを通る以外に方法がない場合を除いてコース走行を継続する権利はない。コースを通る以外に方法がない場合でも競技場審判団の承認を受けるか、あるいは競技場審判団が対応できない場合はスチュワードの承認を受ける必要がある。

6. 競技会もしくはコース内で許可される援助

6. 1 競技会実施要項にて、競技会期間中に獣医関門とコースの中で援助が認められる場所が特定される。

6. 2 コースでは少なくとも10kmごとに選手が馬に水を補給できるようにしなければならない。

6. 3 コース走行中に例えば落馬したり、放馬してしまったり、あるいは鉄が緩んだり落鉄した時など、選手は援助を受けることができる。

6. 4 その他の許可される援助についてはエンデュランス・ガイドランス・ノートを参照のこと。競技会実施要項は、その競技会に限定して有効とする。

7. 禁止される援助：一般的に次のような行動は禁止されるが、これに限定されるものではない。競技場審判団の判断により、違反した選手はイエロー警告カードを渡されるか、あるいは失格処分となる：

7. 1 コースのいかなる場所であれ、自転車や徒歩、あるいは競技に参加していない馬に騎乗した人物に追従、先行、あるいは併走してもらうこと。

- 7. 2 コースのいかなる場所であれ、指定された場所以外で援助すること。
- 7. 3 コースのいかなる場所であれ、権限のない人物から援助を受けること。
- 7. 4 コースのいかなる場所であれ、許可を受けていない車両で追隨、先行、あるいは併走してもらうこと。
- 7. 5 獣医関門で第三者が馬を追って速歩させること。
- 7. 6 いかなる方法であれ、コース内でいずれかの人物が馬を追うこと。
- 7. 7 ワイヤーフエンスを切断したり、コース内にある囲いを一部修正して走行しやすくしたり、もしくは木を伐採したり障害物を排除したり、またコースの難度の高い部分を変えてしまったりすること。
- 7. 8 依頼したか否かに拘わらず、選手あるいはその馬に便宜を図る目的で行われた第三者による介入を受け入れること。

第808条 競技実施要項

1. 国際エンデュランス競技会（CEI）の組織委員会が公示する実施要項では、一般規程や本規程の記載事項を重複して記述する必要はない。競技のカテゴリーと走行距離、走行速度、総走行制限時間および区間ごとの走行制限時間、順位決定方法、スタート規則、コースの表示方法、強制休止での手順、コース概要（標高の変化を含む）と使用される可能性のあるハザードを提示することで十分である。

2. エンデュランスの実施要項に関わるその他追加事項については、エンデュランス・ガイドランス・ノートを参照のこと。

3. 競技条件（参加申込締め切り日、スタートの場所と時刻、強制休止の回数と休止時間、参加申込料と褒賞）に加えて、交通手段、選手とグルームの宿泊施設、厩舎、馬糧などの庶務事項についても記載するのが通例である。

第809条 服装規定

1. すべてのエンデュランス競技会において、騎乗している間は乗馬規格またはエンデュランス規格の保護帽を正しく着用することがすべての者に義務づけられる。

2. CEI（国際エンデュランス競技会）に出場するにあたっては12mm以上の踵がある安全な騎乗靴を履くか、あるいはケージ付き／ボックス型の鍔かこれに類する馬術用安全鍔を使用しなければならない。

3. すべてのCEIにおいて、エンデュランス競技会のイメージを損わない適切な服装の着用が望まれ、また義務づけられる。

すべてのCEI 3*とCEI 4*競技では、以下の服装の着用が義務づけられる：

3. 1 競技会前の行事、開会式、競技会後の行事、ベストコンディション賞審査、およびその他の表彰式に参加する者については：

- 選手：きちんとしたチーム・ユニフォームあるいは騎乗用ユニフォーム。短パン、ジーンズ、トレーナー、サンダルは不可。
- チーム役員、グルーム、クルー：きちんとしたチーム・ユニフォームあるいは個々のユニフォーム。短パン、ジーンズ、トレーナー、サンダルは不可。
- FEI役員：ジャケットと状況に応じてネクタイを着用するなど、きちんとした服装。短パン、ジーンズ、トレーナー、サンダルは不可。

3. 2 競技の進行中は：

- 選手：騎乗用の適切な服装。衿付きシャツ／ポロシャツ。
- チーム役員、グルーム、クルー：きちんとしたチームの服装あるいは個々の服装。獣医関門区域内では短パンやサンダルは不可。

- ▶ 役員：作業用のきちんとした動きやすい服装。短パンやサンダルは不可。

第 8 1 0 条 馬装と用具

1. 原則として馬装に規制はないが、安全な状態で競技馬に適合していなければならない。折り返し（ランニング）手綱／フレンチ手綱の使用は禁止する。
2. 反射材など特定の安全具の使用が、競技実施要項で求められることがある。
3. 鞭（あるいは鞭の代用品の使用）と拍車の使用は禁止である。
4. 携帯電話と全地球測位システム（GPS）機器の使用は認められる。その他の通信機器については競技前に競技場審判団の承認が必要である。

第 8 1 1 条 残虐行為

1. 競技場審判団が疑う余地もなく明らかに残虐行為あるいは虐待行為と見なす行為や一連の行動をとった場合は失格となり、また一般規程に別段の記載がある場合はこれに従い、この選手についてはFEIへ報告するものとする。
2. このような行為の報告書には、可能な限りその目撃者の署名と住所を添えなければならない。この報告書は競技場審判団または組織委員会の事務局へ可及的速やかに提出しなければならない。

第 8 1 2 条 負担重量

1. すべてのシニアCEI 4*選手権大会において、選手の最低負担重量は75kgとする。
2. シニアCEI 3*競技会での負担重量は75kg～70kgとし、詳細は承認済みの競技実施要項に明記する。最低負担重量を75kgとする競技会だけを、第816条3. 13に定義するシニア選手権大会であると認定する。
3. しかしCEI 1*競技会と2*競技会では、これに代わって負担重量で分けた種目や男女別の種目を設けることができる。この場合は事前にFEIの承認を受けてFEI実施要項にその旨を明記しなければならない。
4. ヤングライダーとジュニア競技には最低負担重量を設けない。
5. 最低負担重量を設定した場合はスタート前に必ず検量を行わなければならない、また必要であればフィニッシュ後にも行い、更に競技中にも無作為に検量を行うことがある。
6. 選手の検量を行わなければならない、必要な場合はすべての乗馬用具（頭絡は除く）を持った状態で行う。選手は騎乗区間中、最低負担重量を常時装着していなければならない、これに違反した場合は失格となる。FEI役員により求められた場合は、フィニッシュライン通過後速やかに重量測定を受けるのは選手の責任である。
7. 組織委員会は重量を正確に測定できる重量計を用意しなければならない。

第 8 1 3 条 順位決定

1. **個人成績**：エンデュランス競技では、獣医師による最終検査を含めるものこのこれに限定することなく、すべての取り決めと要件を満たし、あるいは問題なく完了した選手の中で、総走行時間の最も短い者が優勝となる。競技実施要項には、順位決定方法を明記しなければならない。

2. **団体成績**：チーム内上位 3 選手の最終成績を合計して、総走行時間の最も短いチームが優勝となる。この合計時間が同じとなった場合は、チーム内 3 選手のうち成績が 3 番目であった選手の走行時間が最も短いチームを優勝とする。順位のついでに選手が 3 名未満であったチームは、団体順位の対象とならない。

3. **デッドヒート**：同時にスタートした 2 名以上の選手が、総走行時間が同じとなった場合は、フィニッシュラインの通過順によって順位が決定される。

4. 失格、棄権、次の区間への出場不可：

4. 1 **失格**：本規程、F E I 一般規程、F E I 獣医規程、あるいは実施要項に違反した場合に、競技場審判団により選手に課せられるもので、それ以降の競技に出場できないこと。

4. 2 **次の区間への出場不可**：獣医師による検査をクリアできなかった場合、全コースを指定通りに完走できなかった場合、臨場すべき時刻あるいは完了すべき時間要件を満たさない場合に、選手はそれ以降の競技に出場することができなくなる。

4. 3 **棄権**：競技への参加を自主的に辞退した結果を言うが、あくまでも自主的な場合のみである。選手はその時点まで、すべての区間走行を正しく終了している；選手は強制再インスペクションあるいは獣医師団が要求するインスペクションを含め、直前に完走した区間の後に設けられた獣医師団によるすべてのインスペクションに合格している；そしてこの第 8 1 3 条に示す競技からの失格条項に合致していないことが条件である。

5. 自主的あるいは他に理由があるかに拘わらず、競技会開催中のいかなる時点であっても競技へ出場できなくなった馬は全頭について、その後 3 0 分以内に獣医師のインスペクションを受けなければならない。これがコース走行途中で生じた場合は、ライドベースに帰還した段階で速やかに獣医師団のインスペクションを受けなければならない、当該馬の獣医師団報告書はこれに基づいて追記される。

第 2 章 エンデュランス競技会の定義

第 8 1 4 条 エンデュランス競技会のカテゴリー

国際エンデュランス競技会は次の通りに区分される：

- C E I（国際エンデュランス競技会）
- C E I O（公式国際エンデュランス競技会）。

以下に特定する国際エンデュランス競技会は、F E I の一般規程と獣医規程、そして本規程に基づいて運営される。以下の通りの区分がある：

1. C E I 競技会

1. 1 F E I 一般規程と F E I エンデュランス競技会規程の必要条件を満たさなければならない。

1. 2 この競技会では、公式個人順位決定のみ行う。

1. 3 団体競技を行う場合であっても公式団体競技とはみなされず、各チームメンバーはあくまでも個人選手として扱われる。参加が認められるチーム数は、組織委員会の判断に任される。チームは3～5名の選手で構成し、必ずしも同国籍でなくてもよい。詳細は承認済み実施要項に示される。

1. 4 この競技会は、テクニカル委員会と協議のうえ、F E I の承認を受けてより広い国内シリーズやプログラム、あるいはF E I 認定シリーズ／プログラムと同時に開催することができるが、この場合は距離に拘わらずそのシリーズ／プログラムをC E I OあるいはC E I 4*の条件で開催するよう求める権利がある。

1. 5 C E I はF E I カレンダーに明記される。C E I は以下の4つのスターレベルに分類される：

1. 5. 1 **4* C E I**：1日に160 km以上を走行するシニア選手権大会、1日に120 km以上、130 km以内を走行するジュニア選手権大会とヤングライダー選手権大会。但し地域選手権大会については、現地の気候を考慮して距離を変更することができるのは組織委員会だけである。獣医関門における最高心拍数は20分以内の測定値で64 bpm（拍／分）。

1. 5. 2 **3* C E I**：1日に140～160 km、あるいは90～100 kmを2日間、もしくは70～80 kmを3日間以上にわたって走行するすべての競技会。獣医関門における最高心拍数は20分以内の測定値で64 bpm（拍／分）。

1. 5. 3 **2* C E I**：1日に120～139 km、あるいは70～89 kmを2日間にわたって走行するすべての競技会。獣医関門における最高心拍数は20分以内の測定値で64 bpm（拍／分）。

1. 5. 4 **1* C E I**：1日に80～119 kmを走行するすべての競技会。獣医関門における最高心拍数は20分以内の測定値で64 bpm（拍／分）。

1. 5. 5 最後の馬体検査で、最高心拍数は30分以内の測定値で64 bpm（拍／分）とする。

1. 5. 6 F E I 認定競技会に出場するには、いかなる人馬もF E I 一般規程に定める通り、F E I に登録していなければならない。

1. 6 新興途上の国や地域でのプログラム振興のため、あるいは本規程を将来的に修正する必要があるかを調査するため、F E I は距離にかかわらず特定カテゴリーの競技会を設け、特別なC E I スターシステムを役員と出場資格に適用することがある。これは体重による階級、特定カテゴリーや階級の設定、修正を含む。このようなケースについて、各国のN F やF E I 獣医委員会は今後とも意見を求められることなるだろう。

1. 7 F E I はF E I テクニカル委員会や組織委員会、適用が見込まれるN F と協議を行い、ワールドカップ競技会やワールドカップ・ファイナル、また国内、地域、大陸、世界シリーズやマルチライドプログラムにどのスターシステム条件を適用するかを決定する。

1. 8 外国人獣医師代表や競技場審判団長、技術代表、組織委員会と協議を行い、獣医師団長の見解で馬の安全を脅かすと判断した場合は、競技中に基準心拍数を下げることもある。

2. C E I O

2. 1 C E I O は、一般規程とエンデュランス競技会規程に定める必要条件を満たさなければならない。

2. 2 C E I O では、個人順位と団体順位を決定しなければならない。各国とも1チームを参加申込できる。公式な団体競技として成立するには、3チーム以上の参加が必要である。各チームとも同一国籍の選手3名以上、4名以内で構成しなければならない。上位3選手の成績で最終順位が決まる。チーム内で公式順位の対象となった選手が3名未満の場合、このチームは団体順位の対象とならない。これによりメダルなどの褒章の受賞該当なしとなることもある。

3. 地域大会

地域大会におけるエンデュランス競技会では、国際オリンピック委員会の関連諸団体が定める必要条件と本規程、F E I 一般規程を満たさなければならない。

第815条 出場資格

1. 各々の国の馬術連盟から正規の手続きを経て公認されていれば、誰でも14歳の誕生日を迎える年から、すべてのエンデュランス競技会（C E I、C E I O選手権大会）に個人選手あるいはチームメンバーとして参加できる。

2. 馬：

2. 1 ノビスクラスへ出場資格を得るには、5歳以上の馬であること。

2. 2 C E I 1*~C E I 2*へ出場するには、6歳以上の馬であること。

2. 3 C E I 3*へ出場するには、7歳以上の馬であること。

2. 4 C E I 4*、C E I O、選手権大会へ出場するには、8歳以上の馬であること。

2. 5 妊娠が明らかで、妊娠120日以上の子馬、あるいは離乳前の仔馬を連れた牝馬は、いかなる競技会に出場させることもできない。

2. 6 年齢の判断は、出場資格を問題とする競技会開催日時点での年齢を勘案し、パスポートに記載された信頼性のある登録あるいは獣医師による意見書のいずれかにより確認しなければならない。北半球では誕生日の起算日を1月1日とし、南半球では8月1日とする。

3. 馬の休養義務期間

3. 1 C E I 競技会に出場した馬については、次のF E I 競技会へ出場させる前に少なくとも指定の休養期間を与えなければならない：

完走距離が0~80kmの場合は13日の休養

完走距離が81km以上の場合は20日の休養

3. 2 C E I 競技会にて、侵襲的治療が緊急に必要とされる代謝異常で失権となった馬については、次のC E I 競技会へ出場する前に60日以上休養期間を与えなければならない。

3. 3 続けて2回のC E I 競技会で、侵襲的治療が緊急に必要とされる代謝異常で失権となった馬については、次のC E I 競技会へ出場する前に90日以上休養期間を与えなければならない。

3. 4 長期にわたり繰り返し代謝異常で失権となっている馬については、F E I テクニカル委員会がF E I 獣医委員会と協議を行い、追加措置として更に長い休養期間を設ける場合がある。

第816条 出場資格認定手順と成績証明（COC）

（テクニカル面についてはエンデュランス・ガイダンス・ノートを参照）

1. ノビス出場資格認定：各NFが統括する。

1. 1 人馬はコンビネーションである必要はないが、以下のいずれかを達成している必要がある：

1. 1. 1 総走行距離40~79kmの競技会を2回と走行距離80~90kmの競技会を2回、時速16kmあるいはそれ以下で完走している。

1. 1. 2 走行距離80~90kmの競技会を3回、時速16kmあるいはそれ以下で完走している。

1. 2 F E I 競技会への出場資格を得るには、それまでの24ヶ月間に人馬はこの出場資格認定の必要条件を満たしていなければならない。

2. CEIスター出場資格認定：FEI記録とデータベースに基づいて決定され、各関連NFの確認を受ける。

2. 1 CEIスター出場資格認定を得るには、いかなる人馬もノビス出場資格認定を完了していなければならない。

2. 2 人馬はコンビネーションである必要はないが、スターシステムでレベルを上げてゆくにはFEI競技を完走してゆかなければならない。即ち第814条に定める通り、先ず1*レベルの競技を完走し、各々のスター・カテゴリーを段階を追ってレベルアップしてゆくものとする。

2. 3 選手のスターシステム出場資格は生涯有効である。

2. 4 馬のスターシステム出場資格の有効期間は24ヶ月である。この期間中に現在出場資格を得ているレベルから次のレベルに昇格できない場合、当該馬は現在のレベルでの出場資格をもう一度取得しなければ上のレベルに進むことはできない。

3. 4 *選手権大会

ジュニアライダー／ヤングライダー：

3. 1 ノビスから始め、成績証明を得て出場を目指す競技会の走行距離に至るまで、CEIスター資格を上述した取得プロセスを経て達成していなければならない。

3. 2 馬は2*以上のCEI競技会を少なくとも2回完走していなければならない。

3. 3 この2回のCEI競技会のうち少なくとも1回は走行距離と最低速度、時間制限が4*選手権大会と同等の競技会でなければならず、またこれを達成する期間としては、目指す4*選手権大会の24ヶ月前から指名参加申込締切りまでと／あるいは競技会60日前までのいずれか長い方とし、指名選手との組み合わせでなければならない。

3. 4 選手はノビスから始め、成績証明を得て出場を目指す競技会の走行距離に至るまで、CEIスター資格を上述した取得プロセスを経て達成していなければならない。

3. 5 選手は2*以上のCEI競技会を少なくとも3回完走していなければならない。

3. 6 この3回のCEI競技会のうち少なくとも1回は走行距離と最低速度、時間制限が4*選手権大会と同等の競技会でなければならず、またこれを達成する期間としては、目指す4*選手権大会の24ヶ月前から指名参加申込締切りまでと／あるいは競技会60日前までのいずれか長い方とし、指名馬との組み合わせでなければならない。

3. 7 出場資格記録とその証明：選手／馬の成績を必要に応じてFEIデータベースへ入力、あるいはパスポートに記載するため、承認記録の提出が必要である。しかしその内容の証明については、あくまでも各NFが最終的な責任を負う。

シニアライダー：

3. 8 馬はノビスから始め、成績証明(COC)を得て出場を目指す競技会の走行距離に至るまで、CEIスター資格を上述した取得プロセスを経て達成していなければならない。

3. 9 馬は2*以上のCEI競技会を少なくとも3回完走していなければならない。

3. 10 この3回のCEI競技会のうち少なくとも1回は走行距離と最低速度、時間制限が4*選手権大会と同じ競技会でなければならず、またこれを達成する期間としては、目指す4*選手権大会の24ヶ月前から指名参加申込締切りまでと／あるいは競技会60日前までのいずれか長い方とし、指名選手との組み合わせでなければならない。

3. 1 1 選手はノビスから始め、成績証明（COC）を得て出場を目指す競技会の走行距離に至るまで、CEIスター資格を上述した取得プロセスを経て達成していなければならない。

3. 1 2 選手は2*以上のCEI競技会を少なくとも5回完走していなければならない。

3. 1 3 この5回のCEI競技会のうち少なくとも1回は走行距離と最低速度、時間制限が4*選手権大会と同等の競技会でなければならず、またこれを達成する期間としては、目指す4*選手権大会の24ヶ月前から指名参加申込締切りまでと／あるいは競技会60日前までのいずれか長い方とし、指名馬とのコンビネーションでなければならない。

3. 1 4 出場資格認定記録とその証明：選手／馬の成績を必要に応じてFEIデータベースへ入力、あるいはパスポートに記載するため、承認記録の提出が必要である。しかしその内容の証明については、あくまでも各NFが最終的な責任を負う。

第817条 招待状

1. CEI

個人選手としての出場か非公式チームメンバーであるかに拘わらず参加する選手の数と役員数は、組織委員会の判断に委ねられる。出場が認められる選手数は、各国馬術連盟への公式招待状に明記される。

2. CEIOと選手権大会

該当する各国馬術連盟への公式招待状には選手4～6名と馬5～6頭、選手ではないチーム監督1名、チーム獣医師として獣医師1名の招待を記載しなければならない。

3. グループ

CEI、CEIO、選手権大会の組織委員会は、各馬につき2名のグループを受け入れなければならない。

4. チームと個人選手

選手権大会では出場資格を得た個人選手とチームに以下を適用する。

4. 1 チーム：NFが3名もしくはそれ以上の選手を出場させる場合は、最大4名までの選手でチームを構成するが、彼等は同時に個人成績の対象ともなり順位／褒章を受けることができる。

4. 2 個人選手：NFが3名未満の選手を出場させる場合は、チームとしてではなく個人成績としてのみ記録され、順位／褒章の対象となる。

4. 3 選手権大会を開催するのに必要なチーム数については、一般規程第108条を適用する。

5. 経費と特典

世界選手権大会と大陸選手権大会の組織委員会は、諸規程に従って招待する選手、競技馬、グループ、チーム役員（チーム監督と獣医師）の渡航費と、第1回目のホース・インスペクション前日から選手権大会終了の翌日までの滞在費を負担する場合がある。これについては実施要項へ明記しなければならない。

第818条 参加申込

1. 競技会に参加申込できる馬の頭数は実施要項に従う。

2. 国際競技会に招待を受けた選手あるいは指名された選手については、いずれも各々が所属するNFから参加申込を行わなければならない。組織委員会は、所属するNFから選考されてきた外国人選手についてこれを受け入れなければならない。組織委員会はその他いかなる参加申込も受け入れてはならない。

3. NFは、該当するテクニカル委員会が決定して理事会が承認した条件下で出場資格を得た選手のみを、FEI世界選手権大会に参加申込できる。

4. 公式チームとして認められる選手数／頭数を超えてNFが参加申込をした場合は、遅くとも第1回インスペクション終了時点までに公式チームとして選考する人馬をチーム監督が指定しなければならない。

5. 組織委員会はいかなる場合も、FEI選手権大会に出場資格のある選手あるいはチームの人数／チーム数を制限してはならない。

6. FEIシニア選手権大会への参加申込は、第818条6.1～6.3に定める3段階の手順を踏まなければならない。

6.1 参加意思申込は遅くとも競技会開始予定の8週間前までに組織委員会へ届かなければならない。参加意思申込とは、NFが競技会参加のため選手を派遣する明確な意図を有することを意味する。これには個人選手だけの派遣か、あるいはチームだけか、チームと個人選手の両方かを明示しなければならない。

6.2 指名参加申込は遅くとも競技会の4週間前までに組織委員会へ届くこととし、これには選手名と馬名のリストを載せ、NFが派遣しようとしている選手数と馬の頭数を明記しなければならない。尚、確定参加申込と代替人馬の選考はこのリストより行う。指名参加申込での選手数と馬の頭数は、実施要項に記載された招待数の2倍までとする。一旦、指名参加申込を送付したならば、NFは指名参加申込に記載した数よりも派遣選手数または馬の頭数を減らすことはできるが増やすことはできない。指名参加申込を行った後にNFとして競技会に参加せず、またその理由も組織委員会としては受け入れ難いものである場合は、FEI裁定機関の審議に委ねるため組織委員会から事務総長へ報告を行う。

6.3 確定参加申込は遅くとも競技会開始の4日前までに組織委員会へ届かなければならない。これは競技会に派遣される最終選考の選手と馬である。確定参加申込は指定された選手数／頭数内とし、指名参加申込の選手名／馬名リストから選考されなければならない。確定参加申込の送付後の馬と／あるいは選手の交代は、組織委員会の明確な許可があった場合に限り行うことができる。

7. 馬の参加申込書には馬名、品種、性別、年齢、毛色、産地、現在の所属国籍とパスポート番号、更に必要に応じて出場資格を記入しなければならない。

8. 仮にNFが指名参加申込に記載した数以上の選手と／あるいは馬を派遣してきた場合、組織委員会は彼等に対して宿泊施設／厩舎を提供することも、競技会への参加を認める義務もない。

9. 競技会において選手は騎乗馬のいずれか、あるいは全頭について出場を辞退することはできるが、事前にこの競技会へ参加申込を行っていない馬を組織委員会と競技場審判団の許可なく追加することはできない。

10. NFは、チームの指名参加申込を行ったものの、そのチーム派遣が不可能となった場合は速やかに組織委員会へ通知しなければならない。

1 1. いずれの競技会においても、NFが確定参加申込を行ったにもかかわらず妥当な理由もなく参加しなかったチーム、あるいは個人選手については、外国人審判員か技術代表が事務総長へ報告し、FEI裁定機関の審議に委ねる。当該競技会に参加できなかった理由として、同時期に行われていた他の競技会への参加は有効と認められない。

1 2. NFは2つ以上の組織委員会に同じ人馬の組み合わせで確定参加申込をすることはできない。これに違反した場合、同人馬の組み合わせは参加を意図する競技会から失格となる。

1 3. 確定参加申込の期日以降の参加辞退あるいはノーショウは、その参加辞退やノーショウ（無断での不参加）の結果として組織委員会が被った財務上の損失（厩舎費用やホテル代など）について、組織委員会への弁償が義務づけられる。

1 4. いかなるエンデュランス競技会においても、選手は2頭以上の馬で出場することはできない。

1 5. 選手権大会では組織委員会が認めた頭数の予備馬を競技会場へ輸送することができる。会場での厩舎については、少なくとも1頭分の予備馬用馬房を提供しなければならない。しかしその予備馬はいずれも指名参加申込リストに掲載されている馬でなければならない。

第819条 出場選手の申告

1. チーム監督は公式文書にて指名参加申込を行った人馬から最終的に出場させる人馬を選考し、書面にて組織委員会事務局へ申告しなければならない。

2. チーム監督あるいはその代理人による出場選手の申告は、第1回目インスペクション後1～3時間以内に、競技場審判団長があらかじめ公示した時点で行う。

3. 交代：

3. 1 確定参加申込後の交代：確定参加申込を行った後の馬と／あるいは選手の交代は、その選手が所属するNFと組織委員会から書面による許可があった場合に限り、指名参加申込リスト（リストがある場合）から可能となる。このような許可を不当に控えるべきではない。交代する馬と／あるいは選手はいかなる場合も第816条3に従って正規に出場資格を得ている人馬とする。

3. 2 事故あるいは病気による交代：出場人馬の申告を行った時点から競技開始までの間に、選手や競技馬に事故あるいは病気が発生し、競技に参加することがデキナクナッタ場合は競技開始の2時間前まで交代が可能である。以下の条件を満たすこととする：1) 選手については競技会公認医師から、競技馬については獣医師／チーム獣医師からの診断証明書の発行に加え、2) 競技場審判団長の許可を得なければならない。

3. 3 選手または競技馬あるいはその両者は、他の選手や競技馬あるいは人馬コンビネーションと交代することはできるが、代替の選手や馬はチームメンバーまたは個人選手として正式に参加申込を行っている選手であり、騎乗馬については第1回インスペクションで合格していなければならない。

3. 4 選手権競技会とその他のCEI4*競技会における馬の交代については、その騎乗者の所属する馬術連盟が作成した指名参加申込リストに記載されており、第818条に基づいて出場資格を得ている競技馬との交代とし、当該馬術連盟が

第3章 インスペクション、獣医検査（エグザミネーション）、薬物規制

第820条 獣医規制

1. 馬の安全に関してはあらゆる面において、獣医師団が絶対的な統制権を有する。
2. F E I 獣医規程をすべての国際エンデュランス競技会に適用する。
3. 獣医規程で必要と定める一連のインスペクションと獣医検査は、競技馬の健康と安全、ウエルフェアを維持するために定められている。
4. 競技会公認獣医師の勧告に基づいて競技場審判団が下した決定は最終的なものであり、上訴はできない。しかし馬の失権処分については、競技場審判団はいかなる場合もその理由を説明する義務がある。
5. 第1回インスペクションから最終インスペクションまでの間に、何らかの理由で競技馬が死亡した場合、競技場審判団はその状況報告書を作成して競技会開催国の馬術連盟へ提出しなければならない、これはさらにF E I 獣医委員会へ送られて状況調査が行われる。
6. 選手権大会後30日以内に、その大会に出場した馬が何らかの理由で死亡した場合は、この競技馬が所属するNFが上述のような報告書を作成してF E I 獣医委員会へ提出し、状況調査を受ける。
7. すべてのインスペクションと獣医検査に合格した馬に騎乗した選手だけが、最終成績リストで順位付けの対象となる。
8. 各馬はパスポートあるいは個体識別文書とともにF E I エンデュランス手帳を所持するものとする。これには各エンデュランス競技会の日付、場所、距離とスター・カテゴリーに加えて、獣医関連情報を記載する。馬に関わる結果の記述：完走か否か、最も近い獣医関門までの完走距離、順位付け対象とならなかった理由（代謝異常、跛行、あるいは両方）、競技会場での治療、病院への搬送、強制休養期間、その他獣医師団がそれ以降の競技出場に鑑み、馬の安全とウエルフェアを守るために必要と判断したコメントなど。この手帳に記入できるのは獣医師団長、競技場審判団長、上訴委員長のみである。
9. インスペクションと獣医検査に必要な関連情報はすべて各選手の個別獣医カードに記載し、原則としてその後のインスペクションと獣医検査の参考に供与しなければならない。この種の記録は電子ファイル（バックアップつき）あるいはプリントアウトしたものとする。インスペクションや獣医検査が行われた直後に、選手は自分の馬に関わる記録を閲覧し、またコピーを取る権利がある。獣医カードは組織委員会が保管する場合がある。
10. 獣医関門への到着時刻が記録され、本規程に従って競技会実施要項に指定された時間内に馬を臨場させ、獣医師団によるインスペクションを受けなければならない。
11. 強制休止ではインスペクション区域を備えた獣医関門が設けられ、選手／グループは獣医師によるインスペクションを受ける準備ができた時に馬と共にこ

こへ入る。選手／グループはインスペクション区域に入ったならば、馬を適切なペースで一定の前進運動を示しながら指定された獣医師のもとへ直行しなければならない。インスペクション区域では1頭の馬に3名までが付き添えるが、この人数は実施要項に記載するか、あるいは競技場審判団の決定を事前に発表して更に制限することができる。

12. この検査時間内では獣医師団が必要と判断した場合に、馬を1回に限らず検査することができる。しかし規定の検査時間内に当該馬は心拍数の回復、代謝機能の安定、歩様の健全性という3つの判断基準に基づいて競技を継続するにたる健康状態であることを示さなければならない。

13. 心拍数の回復、代謝機能の安定および歩様の健全性のインスペクションは同時に実施し、当該馬は競技会のスターレベルに応じた最低基準を満たさなければならない。インスペクションのやり方に変更がある場合は、競技場審判団から競技前に通達するか、あるいは実施要項にて公表しなければならない。

14. 馬が心拍検査に合格した段階で、獣医師団のインスペクションに臨場した時点から所定の時間が計時休止となる。この計時休止の間に速歩での歩様検査を含むその他のインスペクション項目がすべて行われる。

15. 技術代表あるいは競技場審判団は、獣医師団とともに、極度の気象条件やその他異常事態に応じて休止時間の長さを変更することができる。このような変更は当該区間の開始前に選手と／あるいはチーム監督全員へ通達しなければならない。

16. 組織委員会と技術代表、獣医師団長、外国人獣医師代表、競技場審判団長は、外科手術を行える設備のある馬専門病院への搬送を含め、競技馬への適切なアフターケアと獣医学的治療を提供する義務がある。CEI4*競技会と選手権大会では、トリアージ（治療優先順位決定、対処法の即時決定）や救急治療を行える施設を会場内に設けなければならない。これらの手配は実施要項に明記し、最初の獣医検査までに技術代表の承認を受けなければならない。最初の獣医検査が行われた後に治療やアフターケア区域での支援を円滑に進められるよう、獣医師団長と外国人獣医師代表は、競技場審判団と協議のうえ、獣医師団メンバーの配置や担当予定を含む診療体勢について変更を推奨する場合がある。このような手配では診療獣医師を明示し、診療獣医師団には、その地域で獣医療を行う資格のある獣医師を1名を含めなければならない。

第821条 インスペクションと獣医検査（エグザミネーション）

1. 獣医検査（エグザミネーション）

1.1 最初の獣医検査は、馬が競技会用厩舎に到着後可及的速やかに、遅くとも割当て馬房に馬が入れられる前に行うこととする。

1.2 この検査は競技場審判団が任命した公認獣医師により行われるが、公認獣医師が不在の場合は主催国の獣医師がこれを行う。競技場審判団長と外国人獣医師代表も可能であればこれに立ち会うべきである。

1.3 この検査の目的は、第一に馬の個体識別（パスポート、乗馬登録書類など）を行い、第二に馬の全般的な健康状態、特に伝染性疾患の有無を確認することにある。疑わしい場合は到着時点で組織委員会、技術代表あるいは競技場審判団へ報告するものとするが、遅くとも第1回インスペクションが行われる1時間前までには報告が必要である。

1.4 CEIでは、この獣医検査を第1回ホース・インスペクションと併せて行うこともできる。

1.5 CEIOと選手権大会では、獣医検査を第1回ホース・インスペクションとは分けて時間的余裕をもって事前に行い、感染症の疑いのある馬、およびこれと一緒に移動してきた馬たちを健康面での問題や疑念が解消されるまで隔離できるようにしなければならない。従って組織委員会はこれに見合う適切な検疫施設を提供することも求められる。

2. インスペクション

2. 1 第1回インスペクション：原則として競技開始の前日に実施することとし、競技場審判団と共に獣医師代表団が行う。以下に概略するように、すべての検査基準に従って行われる。その項目としては心拍数、呼吸機能、一般健康状態、歩行観察、痛み、裂傷、外傷、関節可動域など、更に時宜に応じて獣医カードに追加される項目である。

2. 2 インスペクション全般：馬の状態を見極めるという観点では第1回インスペクションと最終インスペクションに違いはない。同じ基準を適用して、代謝機能と歩行観察の観点から競技を継続できる体調であるか判断する。

2. 3 インスペクションでの礼儀：インスペクション区域では、熾烈な競争で緊張に満ちている選手や馬を気遣い、静寂を維持するべきであり、競技場審判団とスチュワードにはこの環境を維持する責任がある。これと同時に選手とそのクルー、馬主、チームスタッフなどもここで行われている作業の本質に留意し、心身ともに負荷を強いられている馬が競技継続に十分な健康状態および体調であるかが見極められ、判断されている状況に配慮する責任がある。結果として、遅延やインスペクションへの臨場を不当に妨害するなどの戦術的な駆け引きは容認しがたいものである。FEIテクニカル委員会は特に禁止される行為を時宜に応じてリストアップし、これに違反した場合は失格あるいは他の懲戒処分とする。しかしこのリストですべてを網羅しようとするものではなく、競技場審判団とスチュワードによる適切な判断が非常に尊ばれる。(エンデュランス・ガイドランス・ノートを参照)

2. 4 強制再インスペクション：獣医師団は競技場審判団と協議し、どの獣医関門で馬をに強制再インスペクションを受けさせるか決定する。この検査は出発前15分以内に行う。

2. 5 再インスペクションの要請：検査では合格としたものの、その馬が安定した状態を維持できるかどうか獣医師に懸念が残った場合は、検査獣医師が選手に対して休止時間内か出走前15分以内に再インスペクションを受けるよう指示することができる。この規則は、馬に競技継続のチャンスを与えるためのものである。

2. 6 獣医関門インスペクション：各区分終了地点での最初の必須ホース・インスペクション。

2. 7 獣医関門再インスペクション：獣医関門インスペクションの際に、馬の心拍数がこのインスペクションで規定された限界数値よりも高かった場合、この馬は所定の制限時間内にもう一度インスペクションを受けさせることができる。

2. 8 最終インスペクション：最終インスペクションは、馬が競技のフィニッシュラインを通過した後に行われる。これは1回のみ認められ、指定の制限時間内に行わなければならない。

2. 9 心拍数：異常に高い心拍数、あるいは実施要項に記載の限界数値もしくは獣医師代表団の勧告に基づいて競技場審判団が修正した数値よりも高い馬は、競技続行が認められず、次の区分への出場資格を失ったとみなされる。心音異常は記録に残さなければならない。

2. 10 呼吸機能：獣医師団が馬の安全を脅かす可能性があると判断した異常な呼吸状態あるいは呼吸数を呈する馬については失権となる。

2. 11 一般状態：体温の記録と粘膜検査を行う。一般状態の不良な馬、あるいは体温が異常に高い馬は失権となる。

2. 12 歩様の異常：第1回インスペクション、最終インスペクション、あるいはコース走行中のインスペクションのどの時点であっても、次のような不整な歩きを示す馬は失権となり、次の区分への出場資格を失う：速歩あるいはこれに相当する歩様において一貫して不整が認められる場合；歩様検査の前に関節屈曲検査や強い圧診を行うことなく、頭部の動きを自由にしたルースレインで直線コースを速歩にて往復させる引き馬で、不整な歩きが認められる場合；痛みを生じたり運動能力に直ちに影響を与える恐れがあると思われる不整な歩きが認められる場合。

2. 1 2. 1 原則として歩様検査は表面が平坦であり、堅い場所で行わなければならない。

2. 1 2. 2 速歩での検査を行った後に、観察していた獣医師がその歩様の健全性に疑問をもった場合は、3名の獣医師で構成する獣医師団がその馬の速歩歩様検査をもう一度行う。3名の獣医師の観察所見に基づいて獣医師団による再検討が行われ、この3名の獣医師による無記名個別投票で合否を決定し、直接、競技場審判団メンバーへ結果を通知する。

2. 1 2. 3 この3名の獣医師のいずれかが投票前にもう一度速歩検査を行いたいと希望する場合は、疑わしきは人馬に有利に計らうよう、この要請を臨席している競技場審判団メンバーに伝える。この競技場審判団メンバーは、この馬にもう一度速歩検査を受けさせるよう指示する。3名の獣医師が合議なしで個々に投票し、その多数決による決定が最終判定となる。

2. 1 2. 4 しかし3回の検査（最初の獣医検査、獣医師団による2回の検査）を経ても、獣医師団が依然として馬の競技適正を判断しかねる場合は、それが馬を獣医検査に出す際の不手際や獣医学的基準によるかに拘わらず、当該馬は失権となる。

2. 1 2. 5 馬の歩様については、それが失権の要因であるか否かに拘わらず、どのような異常も当該馬の獣医カードに記載しなければならない。

2. 1 3 痛み、裂傷、外傷：腹帯や鞍による擦過傷などを含め、口内や四肢、躯幹に認められた痛みや裂傷は、すべて記録しなければならない。競技への出場、あるいは競技継続によって痛みや裂傷、もしくは外傷が悪化すると思われる場合、当該馬の競技継続は認められない。

2. 1 4 蹄鉄と四肢：馬に蹄鉄をつけずに騎乗することはできるが、蹄鉄をつける場合は、競技に適合した状態で正しく装蹄しなければならない。第1回ホース・インスペクションの時点で装蹄されていた馬が、一肢あるいは複数の肢の蹄鉄を失った状態でフィニッシュラインを通過しても構わない。エキィ・ブーツや蹄パッドの使用は認められる。しかしいかなる場合でも、馬の四肢の状況から判断して馬の運動能力へ直接的な悪影響を及ぼし、また馬に苦痛を与えかねないと判断される場合には失権となる。

3. 個別獣医カード

個別獣医カード（獣医カード）は、第1回インスペクションの前に発行され、各々のインスペクション終了ごとにすべての必要事項を記入しなければならない。

4. 最終インスペクション

4. 1 最終インスペクションで獣医師団の検査を受けるには、馬の心拍数がフィニッシュライン通過後30分以内に64bpm以下となっていなければならない。この基準を満たすことのできない馬は順位対象とならず、かつフィニッシュラインを通過してから30分後には獣医師団による検査を受けなければならない。

4. 2 いかなる場合も、実施要項に示された制限時間内に心拍数を計測し、獣医カードに記入しなければならない。

4. 3 最終インスペクションとは、馬が通常の休養時間の後にもう一区間をフルで走行できるだけの健康状態であるかを判断するものであり、コース中のインスペクションと同様の規制と基準で実施する。ただ唯一異なるのは、臨場が認められるのが1回のみであること。各馬はその獣医カードと照合のうえ検査を受ける。

4. 4 一日160km以上の走行、あるいは1日平均100km以上の走行が2日以上にわたるすべてのエンデュランス競技会では、競技終了後少なくとも24時間はいかなる競技馬も獣医師の観察下で競技会場の厩舎区域に滞在しなければならない。但し獣医師団が早い離厩を認めた場合には、この時間を短縮することができる。

5. その他のインスペクション

競技場審判団あるいは獣医師団は、すべての馬または随意に選択した馬に対して競技中いつでもインスペクションを行うことができる。

第822条 ベストコンディション賞

1. 組織委員会は、すべてのFEIエンデュランス競技会においてベストコンディション賞を設けることができる。
2. この賞の目的は、競技を完走して上位に入った馬（最高10頭まで）の中から最良コンディションの馬を見いだすことである。
3. 対象となるのは、優勝馬の走行時間に競技場審判団が定めた割合で時間を加算した範囲内で、走行を終了している馬とする。
4. ベストコンディション賞の対象となる馬は、ベストコンディション賞の表彰式が終了するまで競技が進行しているものとみなされる。
5. 選手は自分の馬をベストコンディション賞の対象とすることを義務付けられてはいない。
6. ベストコンディション賞決定の手順はエンデュランス・ガイドランス・ノートに記載されている。ベストコンディション賞の審査対象となった場合は、すべて薬物検査の対象となる。

第823条 獣医師による競技中の治療処置

獣医師団からの書面による承認がない限り、競技中に獣医師による治療を行うことはできない。認可された治療処置は、当該馬の順位決定に影響を及ぼさない。

第4章 エンデュランス競技会役員

第824条 役員 の 責 務

1. 競技場審判団

1. 1 競技場審判団は、エンデュランス競技の審判業務、獣医療面での規制、時間計測について、組織委員会が行った諸々の準備手配を監督指導する。

1. 2 組織委員会は、参加申込数に応じてスチュワードや獣医師、他の役員 の協力を取り付けるものとするが、競技場審判団はあくまでも競技全般を監督する。

2. 技術代表

2. 1 技術代表は組織委員会と連携してコースのレイアウトを事前に確認し、これを承認しなければならない。2*競技会と3*競技会については、技術代表もできればコースデザインに加わるべきである。4*競技会と選手権大会については、技術代表が組織委員会と共にコースデザインに関わらなければならない。

2. 2 技術代表は競技会を実施するうえでの技術面および運営面の準備事項を承認しなければならない。これには馬の獣医検査とインスペクション、厩舎、選手 の宿泊施設、競技会のスチュワード業務の手配が含まれる。

2. 3 技術代表は打合せ会を統括し、実務担当者全員の業務を監督する。

2. 4 競技場審判団が判断すべき事柄について、技術代表はそのすべてを調査し、競技場審判団へ報告するとともに助言を与える。

2. 5 技術代表が準備事項すべてに異存がない旨を競技場審判団へ伝達するまでは、技術代表の権限は絶対的なものである。その後も技術代表は競技会の技術面および運営面の準備について指導を継続し、競技場審判団や獣医師団、組織委員会に助言を与えて、これを支援する。

2. 6 3*競技会あるいはそれ以下の競技会における技術代表は、相応の資格をもっていれば競技場審判団も兼任できる。

2. 7 4*競技会での技術代表は外国人でなければならない。

3. 獣医師団

3. 1 獣医師団は馬の安全と健康、ウエルフェアに関するあらゆる事柄に絶対的な統括権を有する。F E I 獣医規程をすべてのF E I 公認エンデュランス競技会に適用する。

3. 2 獣医師団長と外国人獣医師代表は、可能な限り早い時点で競技会での獣医関門とその他馬の安全対策に関わるプランについて、組織委員会と技術代表の相談を受けるべきである。

4. チーフ・スチュワード

4. 1 チーフ・スチュワードは、競技会全般を通してスチュワード業務体制に責任を負う。

4. 2 チーフ・スチュワードは、厩舎施設の警備態勢が競技会レベルに対応して適正であり、十分な人数のスチュワードが各獣医関門やコースに配置できるよう準備しなければならない。

4. 3 チーフ・スチュワードは組織委員会や競技場審判団、技術代表を支援し、開会式や閉会式、その他競技運営に必要な職務を含め、競技会開催期間中の諸々の機能がすべて円滑に遂行されるよう尽力する。

4. 4 チーフ・スチュワードは、競技会参加者の安全とウエルフェア全般に責任を負う。

4. 5 チーフ・スチュワードは競技場審判団長、技術代表、獣医師団長と緊密に連絡を取り、競技会プランについて可能な限り早い時点で組織委員会と技術代表からの相談を受けるべきである。

5. 上訴委員会：上訴委員会の任務は一般規程と獣医規程に定める通りである。

第825条 国際エンデュランス競技会に必要な役員

1. 世界選手権大会

1. 1 競技場審判団はF E I エンデュランス審判員リストから選考され、F E I エンデュランス委員会および組織委員会と協議のうえF E I が任命した審判団長とメンバー4名以上で構成し、そのうち1名は外国人でなければならない。いかなるメンバーもその時点で適用されているエンデュランス審判員としてのスター(*)ランク資格条件に適合し、かつこれを満たす者でなければならない。

1. 2 獣医師団は獣医師団長、外国人獣医師代表、参加馬15頭につき獣医師1名追加の割合で構成するものとし、その人数は獣医師団長と外国人獣医師代表を含めて5名以上とする。少なくとも獣医師団の半数は外国人獣医師でなければならない。F E I エンデュランス獣医師リストから選考され、F E I エンデュランス委員会および組織委員会と協議のうえF E I が任命した者でなければならない。いかなるメンバーもその時点で適用されているエンデュランス獣医師としてのスター(*)ランク資格条件に適合し、かつこれを満たす者でなければならない。

1. 3 診療獣医師は、F E I エンデュランス委員会およびF E I 獣医師団と協議のうえF E I が任命したF E I 認可診療獣医師でなければならない。診療獣医師の人数は20頭の出場馬に対して1名以上の割合が必要である。この診療獣医師の半数以上は、選手権大会レベルでのC E I 競技に経験を有する者でなければならない。

1. 4 外国人技術代表はF E I エンデュランス技術代表リストから選考され、F E I エンデュランス委員会および組織委員会と協議のうえF E I が任命しなければならない。その時点で適用されているエンデュランス技術代表としてのスター(*)ランク資格条件に適合し、かつこれを満たす者でなければならない。

1. 5 チーフ・スチュワードはF E I エンデュランス・チーフ・スチュワード・リストから選考され、組織委員会が任命するものとする。

1. 6 上訴委員会：一般規程を適用する。上訴委員会の設置は必須であり、F E I エンデュランス委員会および組織委員会と協議のうえF E I が任命する。

2. CEIO、シニア、ヤングライダーあるいはジュニアのための地域競技会と大陸選手権大会、およびその他のCEI4*競技会

2. 1 競技場審判団はFEIエンデュランス審判員リストから選考され、FEIエンデュランス委員会および組織委員会と協議のうえFEIが任命した審判団長とメンバー3名以上で構成し、そのうち1名は外国人でなければならない。いかなるメンバーもその時点で適用されているエンデュランス審判員としてのスター(*)ランク資格条件に適合し、かつこれを満たす者でなければならない。

2. 2 診療獣医師団は獣医師団長、外国人獣医師代表、参加馬15頭につき獣医師1名追加の割合で構成するものとし、その人数は獣医師団長と外国人獣医師代表を含めて5名以上とする。少なくとも獣医師団の半数は外国人獣医師でなければならない。FEIエンデュランス獣医師リストから選考され、FEIエンデュランス委員会が組織委員会と協議のうえ任命した者でなければならない。いかなるメンバーもその時点で適用されているエンデュランス獣医師としてのスター(*)ランク資格条件に適合し、かつこれを満たす者でなければならない。

2. 3 CEI4*競技会における診療獣医師は、FEIエンデュランス委員会およびFEI獣医委員会と協議のうえFEIが任命したFEI認可診療獣医師でなければならない。診療獣医師の人数は20頭の出場馬に対して1名以上の割合が必要である。この診療獣医師の半数以上は選手権大会レベルでのCEI競技に経験を有する者でなければならない。

2. 4 外国人技術代表はFEIエンデュランス技術代表リストから選考され、FEIエンデュランス委員会および組織委員会と協議のうえFEIが任命しなければならない。その時点で適用されているエンデュランス技術代表としてのスター(*)ランク資格条件を満たす者でなければならない。

2. 5 チーフ・スチュワードはFEIエンデュランス・チーフ・スチュワード・リストから選考され、組織委員会が任命するものとする。

2. 6 上訴委員会：一般規程を適用する。上訴委員会の設置は必須であり、FEIエンデュランス委員会および組織委員会と協議のうえFEIが任命する。

3. CEI3*競技会

3. 1 競技場審判団はFEIエンデュランス審判員リストから選考され、組織委員会が任命した競技場審判団長と外国人審判員で構成しなければならない。その他のメンバーを採用する場合は、組織委員会が任命した国内エンデュランス審判員でも良い。いかなるメンバーもその時点で適用されているエンデュランス審判員としてのスター(*)ランク資格条件に適合し、かつこれを満たす者でなければならない。

3. 2 獣医師団はFEIエンデュランス獣医師リストから選考され、組織委員会が任命した獣医師団長とメンバー2名で構成しなければならない。そのうちの1名は外国人でなければならない。獣医師の人数は20頭の出場馬に対して1名以上の割合が必要である。いかなるメンバーもその時点で適用されているエンデュランス獣医師としてのスター(*)ランク資格条件に適合し、かつこれを満たす者でなければならない。その他のメンバーは、エンデュランス競技会で獣医師としての経験がある者でなければならない。組織委員会が任命する。

3. 3 診療獣医師の人数は30頭の出場馬に対して1名以上の割合で、FEI認可診療獣医師リストから任命しなければならない。

3. 4 技術代表はFEIエンデュランス技術代表リスト(エンデュランス審判員、同獣医師)から選考され、組織委員会が任命しなければならない。その時点で適用されているエンデュランス技術代表としてのスター(*)ランク資格条件を満たす者でなければならない。一旦、競技が始まれば、技術代表は競技場審判団メンバーとして活動することができる。

3. 5 チーフ・スチュワードはFEIエンデュランス・チーフ・スチュワード・リストから選考され、組織委員会が任命しなければならない。

3. 6 上訴委員会の設置は必須ではない。

4. CEI1*競技会と2*競技会

4. 1 競技場審判団はFEIエンデュランス審判員リストから選考された競技場審判団長1名が必要である。それ以外のメンバーは、経験のある国内審判員を選任することができる。いかなるメンバーもその時点で適用されているエンデュランス審判員としてのスター(*)ランク資格条件に適合し、かつこれを満たす者でなければならない。

4. 2 獣医師団はF E I エンデュランス獣医師リストから選考され、組織委員会が任命した獣医師団長と獣医師2名以上で構成しなければならない。いかなるメンバーもその時点で適用されているエンデュランス獣医師としてのスター(*)ランク資格条件に適合し、かつこれを満たす者でなければならない。そのうちの1名は外国人でなければならない。その他のメンバーはエンデュランス競技会で獣医師としての経験がある者でなければならない。組織委員会が任命する。

4. 3 C E I 1*競技会と2*競技会においては、50頭の出場馬に対して少なくとも1名の割合で診療獣医師を配置しなければならない。

4. 4 技術代表はF E I エンデュランス技術代表リスト(エンデュランス審判員、同獣医師)から選考され、組織委員会が任命しなければならない。その時点で適用されているエンデュランス技術代表としてのスター(*)ランク資格条件を満たす者でなければならない。

4. 5 チーフ・スチュワードはF E I エンデュランス・チーフ・スチュワード・リストから選考され、組織委員会が任命しなければならない。

4. 6 上訴委員会の設置は必須ではない。

第5章 褒章と表彰式

第826条 褒章

1. 完走した選手全員に褒賞が授与される。
2. エンデュランス競技会では褒賞の価値に下限を設けない。
3. 賞金配分についてはF E I 一般規程を参照のこと。

第827条 表彰式

獣医師団は、体調不良の馬を表彰式への参加から外すことができる。

付則1：FEI国際資格への昇格

国際審判員補

- FEIは、各国馬術連盟が推薦してFEIが承認した有資格国際審判員補リストを管理する。
- 国際審判員補としての資格認定条件は以下の通り：
- 当該年またはその前年に、CEIにて競技場審判団か上訴委員会のメンバーを務めた経験があるか、あるいは国内競技会において競技場審判団長を務めた経験があること。
- FEI公用語2ヶ国語のうち1ヶ国語を話せ、かつもう片方の言語についても実用的な知識があること。
- FEI国際審判員補講習会で資格を認定されていること。
- 国際競技会が望ましいが、2つの競技会で組織委員会のメンバーかチーフ・スチュワード補佐、あるいはチーフ・スチュワードを務めた経験があること。
- 望ましくは60歳未満であること。

国際審判員

- FEIは、各国馬術連盟が推薦してFEIエンデュランス競技会委員会が承認した有資格国際審判員のリストを管理する。
- 国際審判員としての資格認定条件は以下の通り：
- CEI、CEIOあるいは選手権競技会において3回以上、競技場審判団または上訴委員会のメンバー、あるいは技術代表の職務を務めた経験があること。
- 審判員補として2年間以上、または2シーズンを完全に務めた経験があること。
- FEI国際審判員講習会で資格を認定されていること。

付則 2 : スター (*) ランク 資格条件 - 審判員

2* F E I 役員への任命

2* F E I 役員の任命を受けるための申請者の条件は :

- 当該年またはその前年に、C E I にて競技場審判団長もしくは競技場審判団か
上訴委員会のメンバーを務めた経験があるか、あるいは国内競技会で役職を務
めた経験があること。
- 公用語 2 ヶ国語のうち 1 ヶ国語を話せること。
- F E I 国際審判員補講習会で資格を認定されていること。
- F E I 国際審判員補として任命を受けた経験があること。
- 国際競技会が望ましいが、2 つの競技会で組織委員会のメンバーかチーフ・ス
チュワード補佐、あるいはチーフ・スチュワードを務めた経験があること。
- 望ましくは 6 0 歳未満であること。

3* エンデュランス役員への昇格

3* エンデュランス役員へ昇格するための F E I エンデュランス審判員の条件は :

- いずれの時期かは問わず 2 年間に 3 回以上、1* か 2* レベルの競技会で競技場
審判団メンバーを務めていること。
- 当該年またはその前年に、1* 競技会で競技場審判団長を務めた経験があるこ
と。
- F E I 国際審判員講習会で資格を認定されていること。
- 2* 審判員として 2 年間以上、または 2 シーズンを完全に務めた経験があるこ
と。

4* エンデュランス役員への昇格

4* エンデュランス役員へ昇格するための F E I エンデュランス審判員の条件は :

- いずれの時期かは問わず 2 年間に 3 回以上、3* レベルの競技会で競技場審判
団メンバーを務めていること。
- 当該年またはその前年に、2* 競技会で競技場審判団長を務めた経験があるこ
と。
- それより遡る 1 2 ヶ月以内にレベル 2 (3*, 4*) 講習会に参加していること。
- 3* 審判員として 2 年間以上、または 2 シーズンを完全に務めた経験があるこ
と。

上記の判定基準をクリアした役員は全員が、少なくとも 3 年に 1 回は自らの資格
レベルに相応する講習会に参加しなければならない。近年このエンデュランス競
技では多くの規程変更が行われているため、安全とウェルフェアの観点からこの
条件を義務づけるべきである。所定の期間内に講習会を受けていない者へは、期
限内にこれを受講するよう通告を行い、これに従わない場合は降格かあるいは F
E I リストより除名となる。

付則 3 : スター (*) ランク 資格条件－技術代表

2*技術代表への任命

2*技術代表の任命を受けるための申請者の条件は：

- 当該年またはその前年に、国内競技会において技術代表を務めた経験があること。
- 公用語 2ヶ国語のうち 1ヶ国語を話せること。
- F E I 国際エンデュランス審判員の資格を有すること。
- F E I 技術代表講習会－レベル 1 (2*) で資格を認定されていること。
- 望ましくは 60 歳未満であること。

3*技術代表への昇格

3*資格へ昇格するための F E I 2*技術代表の条件は：

- いずれの時期かは問わず 2 年間の間に 3 回以上、1*レベルの競技会で F E I 2*技術代表を務めていること。
- F E I 技術代表講習会－レベル 2 (3*、4*) で資格を認定されていること。
- 2*技術代表として 2 年間以上、または 2 シーズンを完全に務めた経験があること。

4*技術代表への昇格

4*資格へ昇格するためのエンデュランス審判員の条件は：

- いずれの時期かは問わず 2 年間の間に 3 回以上、3*レベルの競技会で F E I 技術代表を務めていること。
- それより遡る 12ヶ月以内にレベル 2 (3*、4*) リフレッシュ講習会に参加していること。
- 3*技術代表として 2 年間以上、または 2 シーズンを完全に務めた経験があること。

上記の判定基準をクリアした役員は全員が、少なくとも 3 年に 1 回は自らの資格レベルに相応する講習会に参加しなければならない。近年このエンデュランス競技では多くの規程変更が行われているため、安全とウェルフェアの観点からこの条件を義務づけるべきである。所定の期間内に講習会を受けていない者へは、期限内にこれを受講するよう通告を行い、これに従わない場合は降格かあるいは F E I リストより除名となる。

付則4：スター（*）ランク資格条件－獣医師

2*FEI 獣医師役員への任命

2*FEI 獣医師役員の任命を受けるための申請者の条件は：

- 10回のFEI 競技会あるいは国内競技会において獣医師団メンバーを務めた経験があること。
- 公用語2ヶ国語のうち1ヶ国語を話せること。
- FEI 国際エンデュランス獣医師講習会で資格を認定されていること。
- 望ましくは60歳未満であること。

3*FEI 獣医師役員への昇格

3*役員へ昇格するためのFEI エンデュランス獣医師の条件は：

- いずれの時期かは問わず2年間に4回以上、1*か2*レベルの競技会でFEI 獣医師代表団の2*獣医師を務めていること。
- ツースター獣医師として2暦年以上、または2シーズンを完全に務めた経験があること。

4*FEI 獣医師役員への昇格

4*FEI 獣医師役員へ昇格するには：

- いずれの時期かは問わず3年間に2回以上、2*レベルの競技会でFEI 獣医師代表団の団長か外国人獣医師代表を務めていること。
- いずれの時期かは問わず3年間の間に3回以上、3*レベルの競技会でFEI 獣医師団の3*獣医師を務めていること。
- いずれの時期かは問わず3年間の間に少なくとも1回は、馬スポーツ医学と／あるいは運動生理学の継続教育セミナー／会議もしくはこれに該当するFEI 講習会に参加していること。
- 3暦年以上、3*審判員を務めていること。

上記判定基準をクリアしたすべてのFEI 獣医師役員は、2年ごとに4回以上のFEI エンデュランス競技会で役職を果たし、また自らの資格レベルに相応する講習会に1回参加しなければならない。近年このエンデュランス競技では多くの規程変更が行われているため、安全とウェルフェアの観点からこの条件を義務づけるべきである。所定の期間内に講習会を受けなかったり競技会での活動がない者へは期限内にこれに従うよう通告を行い、これに従わない場合は降格かあるいはFEI リストより除名となる。

付則 5 : 各競技会のカテゴリーで必要となるスター (*) ランク役員

1 *	競技場審判団	審判団長	2 *以上
	技術代表		2 *以上
	獣医師団	団長か外国人獣医師代表 メンバー 2 名	3 *以上 2 *以上
2 *	競技場審判団	審判団長 外国人審判員	3 *以上 2 *以上
	技術代表		3 *以上
	獣医師団	団長か外国人獣医師代表 メンバー 2 名	3 *以上 2 *以上
3 *	競技場審判団	審判団長 外国人審判員	4 * 3 *以上
	技術代表		4 *
	獣医師団	団長と / あるいは外国人獣 医師代表 メンバー 2 名	4 * 3 *以上
4 *	競技場審判団	審判団長 外国人審判員 メンバー	4 * 4 * 4 *
	外国人技術代表		4 *
	獣医師団	団長と外国人獣医師代表 パネル	4 * 4 *

ガイドンス・ノート：

FEI エンデュランス競技会規程、第7版、2009年1月1日FEI 施行

1. 第804条2. 4 例外的な状況

- このような状況とは、円滑な競技会運営が一時的に妨げられるような外的影響に関わる場合が多い。
- 短期的な天候条件（土砂降りの雨によって短時間ではあるが洪水が発生した場合、雷、競技の一区間あるいは複数区間のルート変更が必要となった場合）
- コースの一区間あるいは複数区間へアクセスできなくなり、コースの組み直しのために遅れが生じる。

2. 第804条3. 4 壊滅的な事象あるいは状況

- このような状況とは、円滑な競技会運営を恒久的に妨げるような外的影響に関わる場合が多い。
- 長期的な天候条件（土砂降りの雨によって広範囲にわたる洪水が発生し、競技会場やエンデュランス・コースへアクセスできなくなった場合）
- 例えば暴動や内乱など、参加者の安全に関わる治安状況

3. 第806条1、2、5 計時および記録保管

- （コンピュータを用いた）電子計時システムを使用しない場合の計時は最も近い秒にするか、または切り下げて秒単位にする。バックアップ用のマスターコピーを保管して時宜に応じて更新するべきである。
- 競技会開始前にすべての計時機器を正確に時刻合せしておくべきである。
- 電子計時システムを使用する場合は、獣医関門で各選手や馬の管理責任者に個々の時間記録を提供できる準備が必要である。更に競技会期間中を通して、バックアップ用の電子記録と／あるいはプリントアウトした記録を保管しなければならない。
- 計時システムを操作する者は全員が競技開始前に十分な説明を受け、使用するシステムを熟知しているべきである。
- 正確な計時を行って、選手／馬の区間通過やフィニッシュラインの通過、獣医関門への臨場時刻、可能であれば次の区間のスタート時刻を記録しなければならない。

4. 第807条6. 4 許可される援助

- F E I 承認済みの実施要項に詳説されている援助
- 道路横断に際して組織委員会が提供する援助
- 選手のクルーが特定区域への立ち入りを許可されていない場合に、馬のケアに関して組織委員会が提供する援助
- 電子追跡装置に関して組織委員会が提供する援助

5. 第808条2 競技の実施要項

- 獣医師による治療や装蹄など追加で発生する可能性のある費用で、選手あるいはチームが負担しなければならない経費をすべて詳細に記載するべきである。
- 輸出入に関しても、これに関わる費用とともに詳細を記載するべきである。
- 競技会で賞金を受領した選手に課税措置の詳細も記載するべきである。

6. 第816条 出場資格認定手順

- ノビス出場資格認定とC E I スター出場資格認定に関する限り、2009年1月1日以前にF E I 競技へ出場していない選手と馬は、すべて第816条に定める必要条件を完全に満たさなければならない。
- 2009年1月1日までにF E I 競技へ出場している選手については、2009年新規程において、それまでに完走している最長距離のレベルより一段階上のスター(*) 競技会レベルで競技への出場を継続できる。その距離は2009年1月1日までに完走している距離であり、競技会でそのスター(*) 等級付けに使われたスター(*) ではない。
- 2009年1月1日までにF E I 競技へ出場している馬については、2009年新規程において、これより遡る24ヶ月の間に完走している最長距離のレベルより一段階上のスター(*) 競技会レベルで競技への出場を継続できる。その距離は2009年1月1日までに完走した距離であり、競技会でそのスター(*) 等級付けに使われたスター(*) ではない。

7. 第821条2. 3 インスペクションでの礼儀

- 獣医検査を受ける馬は指示通り、到着時刻の記録をとる獣医関門から獣医師による検査区域まで(獣医レーン)、一定の前進運動を示しながら直行しなければならない。
- この一定の前進運動を差し止めたり阻害するような行動をとってはならない。(これにはコースから外れることや、音や言葉による指示で停止を促すことも含まれる。)
- 獣医関門の中で馬に排尿を促すような口笛を吹くことは認められておらず、本条項の遵守を怠ったとみなされて失格となるか、あるいは他の懲戒処分を受けることとなる。

8. 第822条6 ベストコンディション賞の決定手順

- 可能な限り「ベストコンディション賞」は、主要競技が行われる日に評定を行うべきである。
- 義務づけられているわけではないが、F E I 推奨の「ベストコンディション」審査書式を使用すべきである。
- この書式はワード形式でもエクセル形式でもF E I ウェブサイトからダウンロードできる。
- 「ベストコンディション賞」の受賞者を決定する判断基準についてF E I 推奨の判断基準を採用しない場合は、その詳細をこれに参加の意思表示をしている者全員に対して、評定の開始までに明確に公表するべきである。